

(公 印 省 略)
令和 8 年 1 0 月 7 日

川西市議会議長
大矢根 秀明 様

特別会計決算審査特別委員長
大崎 淳正

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、別紙のとおり決定したので、会議規則第 1 0 1 条の規定により報告します。

特別会計決算審査特別委員会における審査の経過と結果について

(審査日：令和８年９月２９日)

１．認定第５号 令和７年度川西市国民健康保険事業特別会計決算認定について

令和７年度決算の概要

歳入決算額 １４０億３９８０万 ８６３円

歳出決算額 １３９億９３２６万８０４７円

歳入歳出差引残額 ４６５３万２８１６円

実質収支額 ４６５３万２８１６円

(基金積立額と翌年度精算額等を考慮した場合 ６６１万７７９６円)

質疑の概要

(１) 歳入

問 国民健康保険税として２６億２０３７万７２９７円を収入している点について、令和７年度における現年収納率は、対前年度比０．５ポイント減の９４．９％となっていることから、当該収納率が減少した要因を伺いたい。

答 当該収納率の減少に関しては、複数の要因が考えられるが、物価高騰の影響によるほか、システム標準化に伴う事務量の増大を考慮し、滞納繰越分の整理に力点を置いて取り組んだことに加え、令和６年１０月の社会保険の適用拡大に伴い、比較的安定した収入を得ている国民健康保険加入者が社会保険へ移行した結果、国保加入者全体に占める低所得者の割合が相対的に押し上げられたことが要因であると考えている。

問 県支出金の保険者努力支援分として６０９７万２０００円を収入している点に関し、対前年度比１４．８％増となっていることから、その要因と課題について伺いたい。

答 当該収入が増加した主な要因は、特定保健指導の実施率が令和２年度から３年度連続で向上したほか、ジェネリック医薬品の使用割合が８０％を超えたことに加え、５年度における国民健康保険税の収納率が県内で上位５０％以内になったことであると考えている。他方で、特定健康診査受診率についてはここ数年伸び悩みの傾向が見られるほか、国民健康保険税の収納率といった項目についても７年度は減少していることが課題であると考えている。

問 １６２６万３９５０円を収入している第三者納付金において、対前年度比で概

ね倍増していることから、その要因を伺いたい。

答 令和7年度における件数は26件となっているが、このうち、1件が1000万円を超える入院診療が含まれていたことにより、全体として収入額が大きく増加したものである。

(2) 歳出

問 749万9635円を支出している徴収対策事業において、専用端末にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力するだけで口座振替の申し込みができるサービスであるペイジーの令和7年度における利用状況等について伺いたい。

答 7年度におけるペイジーの受付件数は、対前年度比188件減の1274件となっているが、その主な要因は、被保険者数の減少のほか、オンラインによる国民健康保険への加入申請の増加に伴い、市窓口でのペイジー利用登録案内の機会が減少したことであると考えている。

問 6811万4993円を支出している特定健康診査等事業費及び5424万3604円を支出している保健事業費において、特定健康診査及び特定保健指導のほか、人間ドック及びがん検診費用助成に加え、糖尿病性腎症重症化予防など様々な健康施策を展開しているが、これら一連の施策は、医療費の抑制や疾病の重症化予防に対して、どの程度の効果があるかと評価しているのか、市の考えを伺いたい。

答 特定健康診査などの受診結果が医療費の抑制につながっているかという点については、医療費の増減には様々な要因が複合的に影響しており、因果関係を把握することは非常に困難であることから、現時点において実態把握に至っていない。

問 特定健康診査・特定保健指導事業において、各医療機関等に支払う特定健康診査・特定保健指導にかかる業務委託料として5309万2298円を支出している点に関して、決算成果報告書によると、アステ市民プラザで実施した出張特定健診会が好評であったと記されていることから、当該健診における受診者数を伺いたい。

答 出張特定健診に関しては合計で200人程度の受診者を見込んでいたところであるが、結果として300人程度に受診してもらえた。

問 同事業において、決算成果報告書によると、令和7年度からICTを活用した特定保健指導を実施することにより、遠隔・非対面で特定保健指導を行うことができ、利用者が都合の良い時間に特定保健指導への参加を可能にしたものの、利

用者が2人と低調であったことから、その要因や課題について伺いたい。

答 ICTを活用した特定保健指導は、専用アプリを活用した自身の健康管理をはじめ、電話やリモートによる保健師からの指導などを受けることができるものであり、実施時間帯についても、初回面談は土日や夜間も含めて対応が可能としていたことから、就労している被保険者にも受診しやすい環境であると考えている。一方で利用者が少ないのは、7年度に入ってから入札行った後に事業を開始したことが一因であり、今後は費用対効果を見据えながら、対象者に対して広く効果的な周知を図っていきたい。

問 保健事業において、30歳代被保険者を対象とした健康チェックキットの送付に係る委託料等として70万9000円を支出している点について、決算成果報告書によると、満37歳から39歳の被保険者501人に健康チェックキットの案内を送付し、90人から申込があったとのことだが、当該事業における市の評価を伺いたい。

答 本事業は、39歳以下の被保険者に特定健診を受診していただくことで、将来的に40歳代の特定健診受診率の向上につなげることを目的に開始したが、これまでの申込率は約20%前後で推移している。しかしながら、40歳を迎える前の段階で被保険者に自身の健康管理を意識していただく契機になると考えていることから、今後もこの事業を継続していきたいと考えている。

問 同事業において、医科・柔道整復レセプト点検業務委託料として352万7000円を支出している点について、当該点検業務における効果額を伺いたい。

答 令和7年度の実績については、1人当たりの効果額として、内容点検による347円及び資格点検による756円を合わせて1103円となっている。

問 保健事業の令和7年度予算において、負担金、補助及び交付金に10人分の禁煙外来医療費助成金を計上していた点に関し、当該禁煙外来における実績や事業の評価を伺いたい。

答 禁煙外来の補助実績は、6年度が2件、7年度が3件と低調に推移している状況であるが、喫煙は様々な疾病の要因の一つであると認識しており、被保険者の健康づくりの観点から、今後も事業を継続していきたいと考えている。

特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

2. 認定第6号 令和7年度川西市後期高齢者医療事業特別会計決算認定について

令和7年度決算の概要

歳入決算額	42億5549万3255円
歳出決算額	41億3041万7201円
歳入歳出差引残額	1億2507万6054円
実質収支額	1億2507万6054円
(翌年度精算額を加味した実質収支額 0円)	

質疑の概要

(1) 歳入

問 35億171万2890円を収入している後期高齢者医療保険料に関し、令和6年度と比較して保険料率は変わっていないものの、保険料収入が1億6808万5054円増加した要因について、市の見解を伺いたい。

答 保険料収入の増加要因としては、被保険者数が約400人増加したことに加え、年金収入等一定以下の方への所得割率の低減措置や賦課限度額73万円の据え置きによる激変緩和措置が7年度中に終了したことによるものと分析している。

問 低所得者等の保険料軽減分の公費補填分などとして、6億1663万128円を収入している一般会計繰入金に関し、請求資料によると、軽減対象者が全体の60%を超え、そのうち最も大きい区分である7割軽減に該当する方が、被保険者全体の3分の1以上を占めている実態があることに加え、医療費の窓口負担割合においても、現役並み所得等の3割負担が全体の10%程度にとどまる一方、1割負担の層が60%近くを占めるという実態がある。こうした状況は、低所得の高齢者が非常に多く、暮らしの厳しさを表すものと認識しているが、単なる制度運用にとどまらず、被保険者の生活実態や負担構造の現状を市はどのように捉えているか伺いたい。

答 7割軽減の該当者が多い実態については、年金収入を中心とする高齢者の生活の厳しさを示すものとして受け止めているが、保険制度の性質上、一定の負担をいただかざるを得ないものと考えている。一方で、現役並み所得層の方については、保険制度維持の観点からも、収入に応じた負担はやむを得ないものと認識しており、低所得者の生活実態と制度全体における負担のバランスを図りながら、制度運用に努めたいと考えている。

問 請求資料によると、マイナンバーカードの後期高齢者医療保険の登録人数は、令和6年度の2万830人から7年度には2万3295人となり、利用率も30.96%から54.74%にそれぞれ上昇しているほか、7年度は対象者全員

に保険証として使える「資格確認証」を送付していたが、８年度は「資格確認証」または「資格情報のお知らせ」を送付している。マイナ保険証の普及率増加に対する評価と、通知方法の変更に伴う対応について、市の見解を伺いたい。

答 マイナ保険証の利用率は、令和８年６月末時点で５７．４％と、７年度決算の数値からさらに上昇しており、マイナ保険証の普及が浸透し、多くの方に利用されているものと受け止めている。また、８年８月からは、８４歳以下のマイナ保険証保有者を対象に「資格情報のお知らせ」を１万６３７５件発行したところ、追加で資格確認証の発行を希望する申請が７、８月で合計約６８０件あったものの、想定よりも少なかったことから、多くの方が、資格情報のお知らせのみで円滑に対応していただいているものと認識している。

(2) 歳出

問 ８７２万９６９４円を支出している徴収事業に関し、請求資料によると、対前年度比で差押え件数及び差押え金額が増加しており、特に不動産の差し押えが、令和６年度の０件から７年度は１５件、２４７万３３５９円に増加した要因について伺いたい。また、差押えを行うまでに実施する納付相談や分納の提案の状況を伺いたい。

答 差押えについては、度重なる催告にもかかわらず対象者からの相談がない場合のほか、分納の約束をしているにも関わらず不履行を繰り返す方や少額にとどまる分納をしている方に対して、やむを得ず執行している。差押えに至るまでには、文書の送付などを通じて何度も相談の機会を設けており、十分な相談や分納誓約がなされれば、差押えは行っていない。

特記事項

請求資料あり（１．対象人数について（７５歳以上と障がい者割合別に） ほか）

審査結果 原案認定（賛成多数）

３．認定第７号 令和７年度川西市介護保険事業特別会計決算認定について

令和７年度決算の概要

歳入決算額 １７２億４３３８万９６６３円

歳出決算額 １６９億６７４２万９２８５円

歳入歳出差引残額 ２億７５９６万 ３７８円

実質収支額 ２億７５８７万４５３８円

（翌年度精算額を加味した実質収支額 １億６７４９万６９６円）

質疑の概要

(1) 歳入

問 国庫補助金について、保険者機能強化推進交付金が令和６年度及び７年度とも１５７９万８０００円で同額となっている一方、介護保険保険者努力支援交付金は６年度の２８５３万８０００円から７年度は３１８７万８０００円へ増額となっているが、その要因について伺いたい。

答 保険者機能強化推進交付金は、保険者としての体制づくりのほか、給付費適正化や介護人材確保及びサービス基盤整備等を、保険者努力支援交付金は、介護予防に加え、健康づくりや認知症総合支援及び在宅医療・介護連携等を成果指標により評価して交付額が決定されるものである。両交付金を合わせた評価は、７年度は６年度と比較して約４４点上昇した。その要因は、在宅医療・介護連携推進などの成果指標が高く評価されたものとなっている。

問 国庫補助金の介護給付費財政調整交付金として１０億２３３５万２０００円を収入している点について、令和７年度の交付率が６．９６％となっており、６年度決算における７．１７％と比較して低下しているが、その要因及び７年度の交付率が今後変動する可能性について伺いたい。

答 当該交付金の交付率は、後期高齢者加入割合及び所得段階別被保険者割合等により算定されるもので、６年度は７．１７％で歳入した後、所得段階別被保険者割合の一部修正により最終的に６．５２％となり、７年度に一部を国へ返還している。なお、７年度は６．９６％で確定する予定であり、実質的には交付金は増加している。

問 繰入金の給付費準備基金繰入金について、令和６年度は当初予算で４億円を超える基金からの繰入れを見込んでいたが、結果として繰入れを行わなかった一方、７年度は１億２４７５万８０００円を繰入れているが、これらの理由を伺いたい。

答 介護保険料は３年間の給付費を見込んで設定しており、令和６年度はその初年度で給付費の伸びが小さく基金からの繰入れを行わなかった。７年度は中間年度にあたり、給付費の増加に対応するたにめ繰入れを行ったが、給付費は当初見込んでいた約４％の伸びで推移していることから、急激な繰入金の増加はないものと考えている。

(2) 歳出

問 介護保険総務管理事業において、介護度改善インセンティブ事業として２０７万円を支出している点について、決算成果報告書によると、令和７年度実績として参加事業所数が２０事業所、改善・維持人数が２６７人となっているが、評価対象者数及び改善者並びに維持者の内訳について伺いたい。

答 改善者は９３人、維持者は１７４人となっており、７年度の評価対象者は３２５人であった。

問 同事業において、介護支援専門員等研修受講費助成として１２２万４０００円を支出している点について、令和７年度の助成件数２９件における新規取得及び更新の内訳を確認したい。また、介護支援専門員の更新制度の見直しに関連する検討状況について伺いたい。

答 ７年度の助成内訳は、主任介護支援専門員の新規取得が２件、更新が１１件、介護支援専門員実務研修が新規２件、更新が１４件である。更新制度がなくなる見込みである一方、研修は存続すると認識していることから、市としては、当該費用負担が事業者または本人となるかを見極め、必要に応じて支援を検討したい。

問 同事業において、送迎業務の共同委託の実証実験に係る委託料として６２７万７１５２円を支出している点について、決算成果報告書によると「介護職員の送迎負担軽減や業務効率化に一定の効果が確認できた」とあるが、令和７年度に実施した実証実験の詳細について伺いたい。

答 令和８年３月２日から３月２７日までのうち２０日間、市内中部において３事業所、登録者５４人で実証実験を実施した。半日型デイサービスの昼の送迎を、１日型デイサービスの朝夕の間に空いた車両及び人員で行った。その結果、接遇の問題や遅延はなく安全に運行できたが、事業所職員の負担軽減につながったとの回答は５３％であった点は課題として認識している。

問 サービス・活動事業において、訪問型支え合い活動支援事業補助金として３３４万７０００円を支出している点について、外出支援の利用件数及び補助金の対象経費を確認したい。あわせて、補助金に依存せず継続できる仕組みについて伺いたい。

答 令和７年度の外出行支援の利用件数は２４７９件である。補助対象経費は、保険料、安全運転講習費、駐車場実費、自動車リース料及び運転者への奨励金等であり、年間活動件数の区分により補助上限額を定めている。利用者から実費を徴収する仕組みとしており、料金や対象者から徴収する額については、地域において見直しを行いながら継続してもらう考えである。

答 外出支援は今後も広げていきたい事業として位置付けている。多数の利用者があるにもかかわらず、赤字である場合は公共として支える意義がある一方、利用状況によっては費用対効果を検討し、よりよい制度となるよう改善する必要があると考えている。

問 同事業において、フレイル改善短期集中プログラム業務委託料が対前年度比 472.4%増の358万6750円となっている要因に加え、決算成果報告書によると、課題としてプログラム修了後、介護予防に資する通いの場への参加につながっていないと記されていることから、今後の対策について伺いたい。

答 委託料の増加は、フレイル改善短期集中プログラムの参加人数が増加したことによるものである。

答 プログラム修了後における通いの場への移行に関しては、本人が目指す状態を明確にし、目標を共有する動機付けが重要であると考えている。プログラム期間中から地域活動の場に参加することなどにより、地域活動への移行につなげていきたいと考えている。

問 一般介護予防事業において、アクティブシニアのためのからだ測定会に係る業務委託料として369万6000円を支出している点について、決算成果報告書によると、参加者が令和6年度の501人から7年度は745人に増加しているが、その要因について伺いたい。

答 増加の要因は、6年度の参加者から再度参加したいとの意見があるなどリピーターがいることや、2年目となったことで事業が定着しつつあること、また、予約制を廃止したことにより、買い物の際に測定会を知り参加する方が増加したと考えている。なお、7年度に初めて参加した方は60%を超えている状況である。

問 4578万9276円が支出されている包括的支援事業に関して、決算成果報告書によると、認知症カフェ設置数が令和7年度は15箇所となっているが、この配置状況を伺いたい。

答 認知症カフェは市が設置するものではなく、地域の実施希望者に対し地域包括支援センターが支援して設置しているものである。市としては、全市域に設置できるよう地域に対して交流会等により情報提供を行っている。

問 任意事業において、行方不明高齢者家族支援サービス事業等の業務委託料として70万2000円を支出している点について、決算成果報告書によると、認知症みまもり登録に加え、靴ステッカー登録及びSOSネットメール配信により、行方不明高齢者の早期発見と安全確保につながったとしているが、令和7年度の状態を伺いたい。

答 行方不明者数及び靴ステッカー、GPS等による発見実績は把握していない。SOSネットメール配信は、家族の希望による1件の実施となっている。

答 市が行方不明事案を把握するのは、発見に至らず広域的な情報提供が必要となった場合である。なお、警察からは、捜索やGPSにより行方不明者が発見される場合が多いと伺っていることから、GPS利用促進事業は対象者の発見に貢献できているものと考えている。

問 同事業において、10万円を支出している在宅高齢者介護手当支給事業助成金について、同助成金の目的は、在宅高齢者を介護する家族の負担軽減であると認識しているが、利用者数が年々減少し、令和7年度は1人となっている点の評価や利用条件に関する市の認識を伺いたい。

答 利用者数が少ない理由は、介護保険サービスを適切に利用する世帯が増え、1年間サービスを利用していない在宅介護者が少なくなっているためであると考えている。また、利用条件のうちの所得要件は、高齢者本人が年間159万5000円以下、高齢者の扶養義務者などの介護者が628万7000円以下であり、特に要件が厳しいとは考えていない。

特記事項

請求資料あり（1. 消費税の影響額について ほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）

4. 認定第8号 令和7年度川西市用地先行取得事業特別会計決算認定について

令和7年度決算の概要

歳入決算額	9億1026万3496円
歳出決算額	9億1026万3496円
歳入歳出差引残額	0円
翌年度へ繰り越すべき財源	0円
実質収支額	0円

質疑の概要

(1) 歳入

問 不動産売払収入について、当初予算では3億1047万7000円を見込んでいたところ、令和7年度決算においては、川西警察署前市有地の売却による1億7606万8454円のみにとどまり、大幅な減額となっているが、その理由を伺いたい。

答 当初予算では、赤坂池周辺市有地、平野3丁目市有地及び市道15号改良事業用地に係る不動産売払収入を計上していたが、いずれも売却できなかったため、大幅な減額となったものである。なお、赤坂池周辺市有地は8年度に事業者との協議を進め売却する方向で調整中であり、平野3丁目市有地は現在公募中であ

る。また、市道１５号改良事業用地については、国の社会資本整備総合交付金で資金確保の目処がつけば一般会計に売却する予定である。

(2) 歳出

問 公共施設用地先行取得事業において、買戻しを行った川西猪名川線新設改良事業用地について、売却予定地や貸し付け継続地が含まれているにもかかわらず、この時点で一括して土地開発公社から買戻しを行った理由について伺いたい。

答 本件買戻しの目的は、土地開発公社の所有地を着実に市へ買い戻しをするためであり、貸付中の土地は現在も自治会へ貸し出ししているが、本件購入前後において変わるものではなく、そのまま使ってもらっている。

特記事項

請求資料あり（１．土地開発公社用地取得による公社健全策の推移と見通しについてほか）

審査結果 原案認定（全員賛成）